

「安全」「安心」



伊東市国民保護計画 避難ハンドブック

平成24年6月

伊 東 市



国民保護ってなに？

いわゆる「※国民保護法」が施行され、市が、国や県と協力して、皆様の生命・財産を保護することです。

※正式法律名は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」

どんなときに保護してくれるの？

国が認定する「武力攻撃事態」や「緊急対処事態」が起きたときです。

「武力攻撃事態」とは、

ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイルによる攻撃などのことです。



「緊急対処事態」とは、

大規模集客施設や列車などの爆破、サリンなどの化学剤の大量散布などのことです。



どんなことをしてくれるの？

- ・国が出す警報の伝達
- ・県が指定する避難所への誘導
- ・避難後の食品や医療の提供
などを行います。

直ちに避難
してください。





警報が発令されたら・・・①

市は、皆様に次の手段でお知らせします。

1 同報無線

(1) サイレン

約12秒間「ウ～」というサイレンでお知らせします。

(2) 音声

県から状況が入りましたら、警報の内容などをお知らせします。

2 市の広報車や消防車

避難しなければならない地域を車で巡回しながらお知らせします。

3 テレビ、ラジオ

国や県からだけではなく、市としても、ケーブルテレビやFMなぎさステーションでお知らせします。

4 市のホームページやメールマガジン

で情報をお知らせします。携帯電話の場合は、あらかじめ登録が必要です。



緊急情報

メールマガジンの登録





警報が発令されたら・・・②

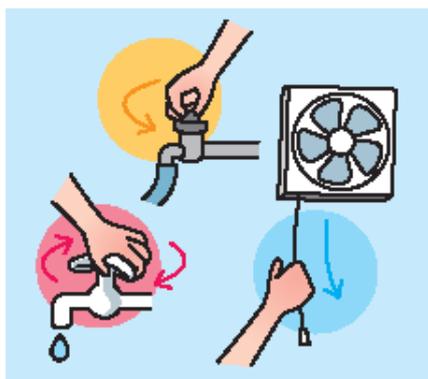
皆様は、次のようにしましょう。

1 音声でお知らせする行動をとりましょう。

お知らせする行動は、状況により変わりますが、おおむね次の行動をお願いするよう呼びかけます。

(1) 屋内にいる場合

- ・ドアや窓を閉めましょう。
- ・ガスや水道、換気扇を止めましょう。
- ・ドア、壁、窓ガラスなどから離れて座りましょう。



(2) 屋外にいる場合

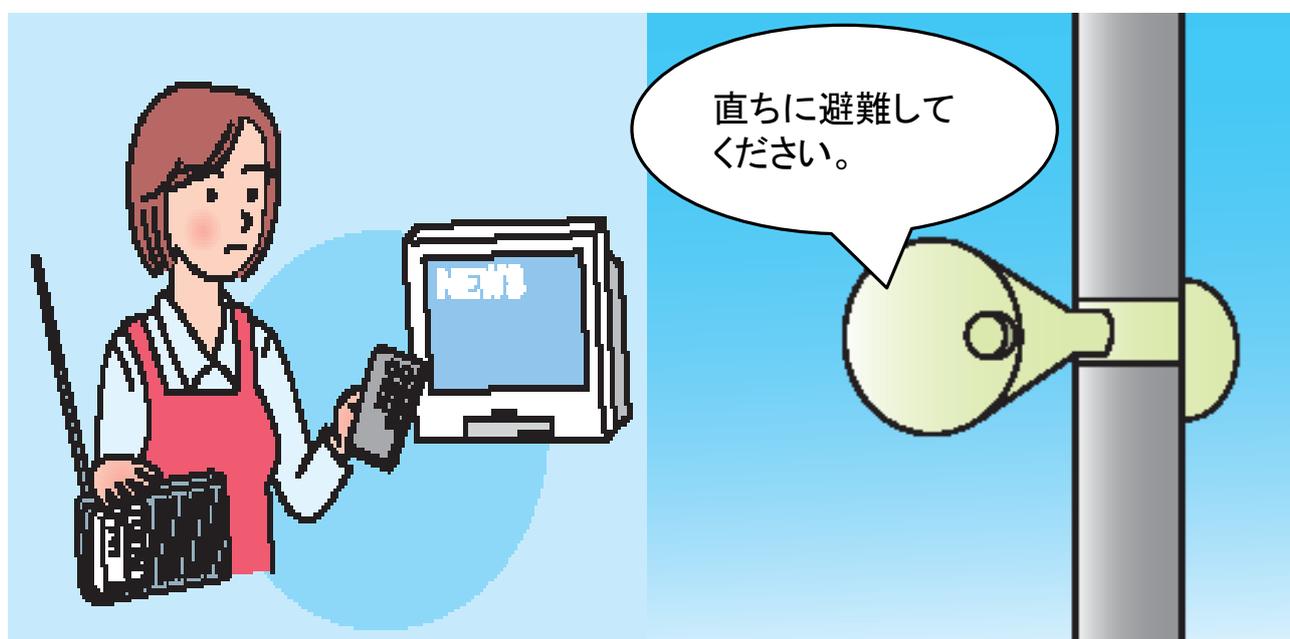
- ・近くの公共建物など、屋内に避難しましょう。
- ・車を運転中の方は、緊急車両通行の妨害とならないよう、道路外の場所に車両を止めるか、道路の左側端に沿ってキーをつけたまま駐車して避難しましょう。





2 落ち着いて情報収集に努めましょう。

- (1) 避難先や避難方法についての情報に注意してください。
- (2) テレビ、ラジオ、同報無線、広報車、メールマガジン等で広報します。
- (3) 最新の正確な情報は市からお知らせします。
デマなどに惑わされないようにしましょう。



避難の方法など



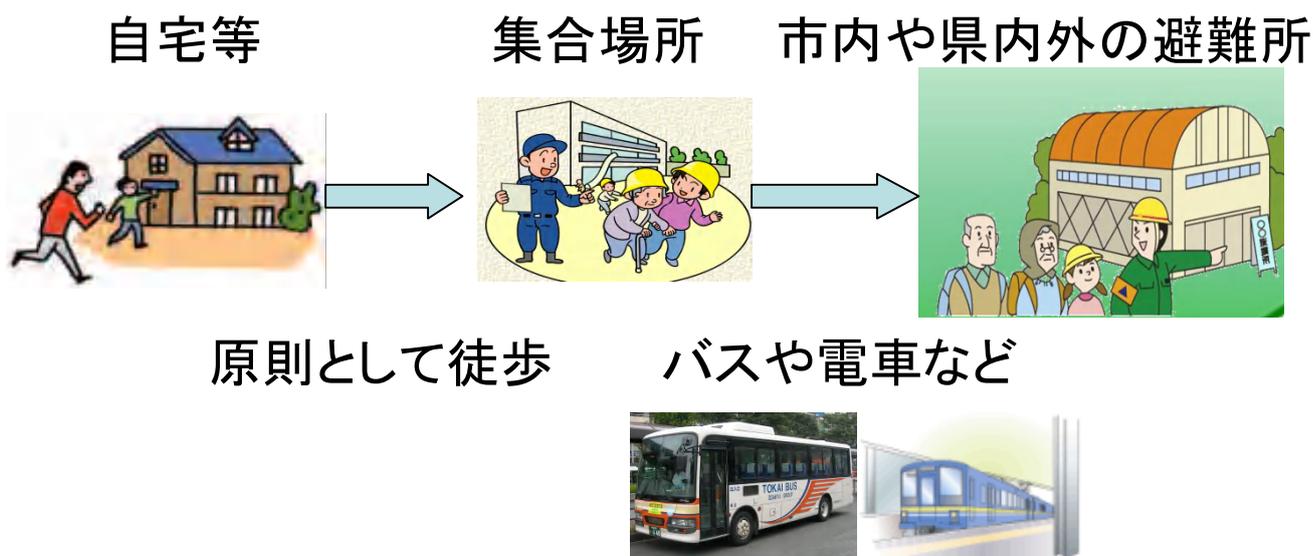
避難の方法や避難先などは、いろいろな手段によりお知らせします。

避難所は、安全な場所を県が指定します。市内のほか県内外の避難所になることもあります。

1 お知らせすること

- (1) どの地域の人が避難しなくてはならないのか。
- (2) 何時から何時までの間に、どこに集合したらよいのか。
- (3) どのような交通手段を利用して避難するのか。
- (4) どこに、どのくらいの期間避難するのか。
(状況により変わります。)

2 避難の例(イメージ図)



避難の準備



次の事項を参考にして、避難の準備をしましょう。

1 持ち物は、身軽に動けるようできるだけ少なくしましょう。

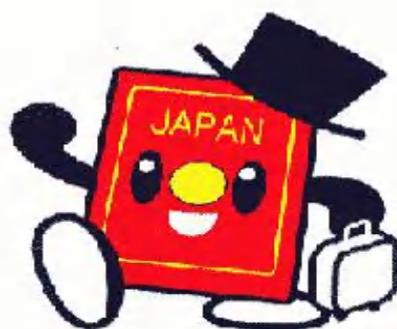
(1) 非常持出袋、現金、貴重品を持ちましょう。



(2) 乳幼児用の粉ミルク・ほ乳びん、離乳食や減塩、カロリー制限、アレルギー対策食品などの特別なものは、3日間程度分は持っていきましょう。

(3) お医者さんから特別の処方を受けた薬(高血圧、心臓病、糖尿病などの薬)は持っていきましょう。

(4) 健康保険証、運転免許証、パスポート、学生証など身分を証明できるものを一緒に持っていきましょう。この際、なるべく顔写真入りのものにしましょう。





(5) その他生活必需品(紙オムツなども含む。)は、3日間程度分を持っていきましょう。

- 2 服装は、身軽で動きやすいのものとし、はきなれたクツ、長ズボン、長袖シャツ、帽子や頭巾等を着用しましょう。
また、持っていくものは、なるべく、背負いリュックなどとし、両手が使える状態にしておきましょう。



集合に際しての注意事項①



- 1 避難する場合は、戸締りを確実に行い、カーテンを開けたままにして、家の中の状況が確認できるようにしておきましょう。皆様が避難されたあとに、市職員が避難されていない方の確認をしますので、ご協力をお願いします。
- 2 ガス、水道の元栓は閉めましょう。電気のブレーカーをおとしましょう。
- 3 避難するときは、興味本位で危険な地域に向かったり、避難誘導から離れないようにしましょう。
- 4 徒歩で移動をお願いしますが、要援護者の家族や援護者が、要援護者と一緒に同じ避難所に避難する場合は、「バス乗車場所」か、市職員が指定する場所まで自家用車などを使うことができます。
- 5 隣近所に声を掛けながら、単独行動はしないで、なるべく集団で、皆で助け合って「バス乗車場所」まで移動しましょう。





集合に際しての注意事項②

5 市職員のほか、消防団、自主防災会、自治会などの地域のリーダーの指示に従って避難をしましょう。

6 親せきや知人の家など、市が指定する避難所以外の場所に避難をされる方は、自主防災会会長、自治会長又は市職員にお知らせください。皆様の安否を確認するため、ご協力をお願いします。



7 付近に、不審な物が放置してある場合は、爆発等の危険も考えられますので、決して触れたりしないで、市職員、消防署員、警察官又は自衛官に通報しましょう。

8 ミサイル、爆弾を見つけた場合には、近づいたりせずに、市職員、消防署員、警察官又は自衛官に通報しましょう。また、付近の人たちに声をかけながら、速やかにその場から離れるようにしましょう。

9 家族に移動が困難な人がいる場合は、市職員、消防署員、消防団員や付近の人などに申し出て、助け合って避難しましょう。



集合に際しての注意事項③



- 10 避難する際に、できたら、玄関等の出入口に「避難完了」の張り紙をしていただければ、避難完了確認の参考とします。強制ではありませんが、ご協力をお願いいたします。



- 11 同報無線により、いろいろなお知らせをします。放送が始まりましたら、その内容を確認しましょう。

【お知らせ手段】

同報無線、ケーブルテレビ、伊東市メールマガジン、伊東市ホームページ、FMなぎさステーション、テレビ、ラジオなど

